

第十六回国会 厚生委員会議録 第五号

(105)

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)  
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事官 古屋 菊男君

理事官 柳 一郎君

理事官 墓屋 理事長谷川 保君

理事官 堀川 越智

理事官 田中 茂君

理事官 田中 元君

理事官 田中 大吉君

理事官 中野 四郎君

理事官 萩元 たけ子君

理事官 岡 良一君

理事官 中山 マサ君

厚生政務次官 久下 勝次君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 楠木 正康君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 阿曾村 千春君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 川井 章知君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 小林 引地亮太郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 山本 正世君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 柳田 秀一君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 有田 八郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 山下 春江君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 田口 六郎次君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 中野 四郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 田中 元君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 降旗 徳弥君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 安井 大吉君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 田中 俊思君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 加藤鎌 五郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 佐藤長谷川 保君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官中川源一郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官古屋 菊男君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官柳 一郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官堀川 保君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官中川源一郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官古屋 菊男君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官柳 一郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官堀川 保君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官中川源一郎君

厚生政務次官 (公衆衛生課長) 理事官古屋 菊男君

日雇労働者健康保険法案(八木一男  
君外十名提出、衆法第六号)  
改正に関する請願(荒船清十郎君紹  
介)(第二二〇一号)  
船員保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第七二号)  
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部  
の審査を本委員会に付託された。  
同月二十二日

政務次官より提案趣旨の説明を聽取し  
たいと存じます。中山政務次官。

健康保険法(大正十一年法律第七  
十号)の一部を次のように改正す  
る。

第三条を次のように改める。  
第三条 標準報酬ハ被保険者ノ報酬  
月額ニ基キ左ノ区別ニ依リ之ヲ定  
ム

健康保険法の一部を改正する法律  
案

標準報酬ノ等級	標 準 報 酬		月額
	月	日	
第一級	三,000円	100円	三,500円未満
第二級	四,000円	130円	三,500円以上四,500円未満
第三級	五,000円	170円	四,500円以上五,500円未満
第四級	六,000円	210円	五,500円以上六,500円未満
第五級	七,000円	230円	六,500円以上七,500円未満
第六級	八,000円	270円	七,500円以上八,500円未満
第七級	九,000円	310円	八,500円以上九,500円未満
第八級	一〇,000円	330円	九,500円以上一〇,000円未満
第九級	一二,000円	400円	一〇,000円以上一二,000円未満
第一〇級	一四,000円	470円	一二,000円以上一五,000円未満
第一一級	一六,000円	530円	一五,000円以上一七,000円未満
第一二級	一八,000円	600円	一七,000円以上一九,000円未満

本日の会議に付した事件  
と畜場法案(内閣提出第一七号)  
健康保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五〇号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一号)  
船員保険法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第七二号)

○小島委員長 これより会議を開きま  
す。まず健康保険法の一部を改正する法  
律案、厚生年金保険法の一部を改正す  
る法律案、船員保険法の一部を改正す  
る法律案、以上三法案を一括して議題と  
し、審議に入ります。まず中山厚生

委員長正路君辞任につき、その補欠  
として岡良一君が議長の指名で委員  
に選任された。

六月二十一日

日雇労働者健康保険法案(内閣提出  
第六〇号)

第一三級	110,000円	六七〇円	一九,〇〇〇円以上二一,〇〇〇円未満
第一四級	111,000円	七三〇円	二二,〇〇〇円以上二三,〇〇〇円未満
第一五級	111,000円	八〇〇円	二三,〇〇〇円以上二五,〇〇〇円未満
第一六級	116,000円	八七〇円	二五,〇〇〇円以上二七,〇〇〇円未満
第一七級	118,000円	九三〇円	二七,〇〇〇円以上二九,〇〇〇円未満
第一八級	120,000円	一,〇〇〇円	二九,〇〇〇円以上三一,〇〇〇円未満
第一九級	121,000円	一,一〇〇円	三一,〇〇〇円以上三四,〇〇〇円未満
第二〇級	125,000円	一,一〇〇円	三四,〇〇〇円以上

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラル専業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ)且報酬支払ノ基礎ト為リタル日數二十日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除クニ受ケタル報酬ノ總額ヲ其ノ期間ノ月數ヲ以て除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス  
被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十一日迄

ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ  
月ニ付テ(翌年九月三十日)迄  
ノ標準報酬トス

一、月、週其ノ他一定期間ニ依リ  
報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保  
険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現  
在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間  
ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額  
ノ三十倍ニ相当スル額

二、日、時間、稼高又ハ請負ニ依  
リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被  
保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ  
属スル月前一月間ニ現ニ使用セ  
ラル事業ニ於テ同様ノ業務ニ  
従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ  
報酬ノ額ヲ平均シタル額

三、前二号ノ規定ニ依リ算定シ難  
キモノニ付テハ被保険者ノ資格  
ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ  
地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ

四 前各号ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル者ガ受ケタル額  
ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額  
前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定期  
マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラル  
事業所ニ於テ継続シタル三月間（各月ニ於テ報酬支払ノ基礎  
ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス）ニ受ケタル報酬ノ總額  
ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額  
が其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ保険者必要アリト認ムルトキヘ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得

保険者が健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ  
同時ニ二以上の事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ第七項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス  
第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引き従前ノモノニ依ル  
第三条ノ二を削る。  
第十三条中「事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）又ハ事務所」を「事業所」に改め、同条第一号に次のよう  
に加える。  
④ 土木、建築其ノ他工作物ノ建  
設、改造、保存、修理、変更、  
破壊、解体又ハ其の準備ノ事業

3 日まで引き続いて被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、改正後の第三条第三項の規定を適用する。  
前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十三条第一号イ)からハ)まで若しくは第二号又は第十五条の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第三条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十三条第一号イ)からハ)までの規定によつて被保険者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負

Digitized by srujanika@gmail.com

前項の規定ニ依リ改正セラレタル  
標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日  
(八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月  
ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ  
翌年九月三十日)迄ノ標準報酬ト  
ス

(3) 通信又ハ報道ノ事業  
(4) 教育、研究又ハ調査ノ事業  
(5) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療  
事業

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）ニ定ムル更生保護事業

第五十七条ノ三第二号中「二年」を「三年」に改める。

(分) 教育、研究又ハ調査ノ事業  
疾病ノ治療、助産其ノ他医療  
事業





ております。それから屠殺解体料が最高は千五百円になつております。従いまして今後におきましては、そういう一千円であるとかあるいは千五百円といふようなものは抑えまして、現在の最高よりもずっと安くしたいというふうに考えておるのでござります。

○長谷川(保)委員 このところは非常にむずかしいところだと思うのです。あまり安くすると屠殺業者の方が生活に困る、またその業者の特殊な事情もありますから、そこが非常に問題だと思うのですが、これだけ下げまして職業として成り立つて参りますお見通しでしようか。

○阿曾村説明員 従来の千円ないし千五百円と申しますのは、きわめて例外的な場合でございまして、平均いたしまして大体五百円ないし六百円程度になつておると思われますので、従来よりは多少の値下りはございましようけれども、それによる生活ということは、今後の屠殺頭数の増加によりまして補われて行くのではないかというふうに考えております。

○小島委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑もないようですが、本件の質疑は終了しましたものと認めます。

一郎君 次に本案の討議に入ります。中川源

なければならぬ。もちろんそういう場合には検査の不十分というようなことがあるやもしれないというおそれがありまするので、そういう場合には十分な注意をして、そして検査を十分に行うよう、いやしくも健康上妨げになるような検査を行わないよう、十分注意をするという条件をつけて賛成すべきであると存じます。そういう希望条件をつけて、自由党を代表して賛成いたします。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 改進党を代表してこの法案に賛成いたしますが、この法案によつて、何分にも屠畜が簡易化され、一般の食肉の確保のためにけつこうだと思います。ただ解体その他については、その処理について十分に監督して、環境衛生に注意を払つていただきたい、こういう附帯条件をつけ加えて賛成いたします。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 日本社会党を代表して、と畜場法案について希望条件をつけまして賛成せんとするものであります。

まず第一に、本法律によりまして相当大きな影響をこうむるのではないかと思われますものに、いわゆる部落の問題がござります。今日まで長い間かかりまして、いわゆる部落の環境改善等に官民ともに努力して参つたのであります。が、もしこの簡易屠場が普及するという意味が、不幸にして部落の周辺に簡易屠場がたくさんできるということになりますと、そこに大きな環境衛生上、風教上の問題が出て来ると思ひます。従いまして第四条の設置場所につきましての許可等につきまして

は、十分御留意をいただきまして、いわゆる部落の解放、改善のためにこれが妨げにならないよう十分な留意をしていただかなければならぬと思ふのであります。

第二の問題は、合理的な屠殺料、解体料、屠場の使用料の算出の問題であります。それらの使用料あるいは屠殺料、解体料が安ければ、当然食肉の値段も下つて参る、ということは一般的には非常によいことになりますが、同時に屠殺業者の生活の脅威ということになりましては困るのであります。これらの方につきまして十分合理的な料金を算出するように、当局におきまして指導せられますように希望いたします。

第三は、食肉衛生の見地からであります。しかし今日までの屠場の現状といふものは、この点が非常にルーズになつております。どうもそこに相当不正が行われまして、食肉衛生上好ましくらざる事実がござります。斃死のものを何とかごまかして通すとか、病畜を押し通すとかいう点もございまして、その点民間の獸医諸君を勤員いたしましてなさるというようなお話をございますが、その点相當に嚴重に御監督、御指導を願うものであります。

以上三点を希望いたしまして、日本社会党は日本全体の、ことに農村の食料改善のために、また有資農家の利益のため、一般国民の食料改善のために本案に賛成します。

○小島委員長 堤ツルヨ君。  
○堤(ツ)委員 私は社会党を代表いた

しまして、と畜場法案に賛成するものであります。が、ただいま長谷川委員がおつしやいましたように、政府当局に嚴重に衛生面から入った監督をしていただかなければならぬ問題があつると思うのであります。どういたしましても多くできて、そうして目が届かないというような結果が出て来るのではないか。従つて厚生省におかれましては、都道府県に十分な指令を出されまして、緊密な連繋のもといがわしい食肉が横行するようなことにならないようにしていただきたい。

それからもう一つは、やはりこれも使用料の問題であります。決してこれが高くつかつてはならないということをございます。これを業とする方々が、この使用料なり解体料のためには、その料金を一般大衆の負担にかけ、そなしてどんく値上がりして行くような結果になつてはならない。であります。想像以上に農村におきましては、国的に合理的な料金をひとつ検討されて、むらのないようになされたいということをお願いをしておきたいと思います。これが検討を進め、政府のおなほい施策を望んで来たのでございますが、簡易屠場が周辺にたくさんできるといふことによつて、せつかく高まつて参り

ましたところの生活改善の面に悪影響を及ぼすようなことがあつてはならないということを、非常に痛感するものでございますから、そうして特殊部落の近辺に関しましては全国的に検討されまして、ひとつ中央から数を限られるような处置でもなかつて善処されたいということを要望しておきたいと思ひます。

以上をもつて賛成いたします。

〔小島委員長　以上をもつて討論は終了いたしました。〕

これよりと畜場法案の採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

〔小島委員長　起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたされました。〕

なお本案に関する委員会の報告書の作成に関しましては、委員長に御任意したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔小島委員長　御異議なしと認め、そ通りにいたします。〕

ともすれば大臣の出席はきわめてまれであり、また関係閣僚に至つてはほとんど出席してくれない。しかしながら今日わが国の前途も、また国民の生活もまことに予断を許さないような事態にありますので、われくは社会保障制度実現という展望と構想の上に立つて、まず三案を一括上程をし、そして厚生大臣は必ず出席をする、また必要とある場合には関係閣僚も必ずその出席を求め、かかる後に三案を別途に検討、審議をする、こういうふうに議事をお進めいたくようにお願いいたします。

○小島委員長 岡君にお答えいたします。三案は一括をして本日上程いたしております。なお関係閣僚につきましては委員長から出席をするよう十分申しております。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は明二十四日午前十時より開会いたします。

午前十一時七分散会

〔参照〕  
と審査法案（内閣提出）に関する報  
告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕